

総務文教常任委員会記録

令和 6 年 1 2 月 3 日

【開催日】 令和6年12月3日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時21分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三		
企画部長	和西 禎行		
企画課長	工藤 歩	企画課主幹	大坪 政通
企画課参事	大谷 剛士		
教育長	長友 義彦	教育部長	藤山 雅之
教育次長兼教育総務課長	矢野 徹	教育総務課課長補佐	鈴木 一史
教育総務課総務係長	原野 裕美		
学校給食センター所長	吉村 匡史	学校給食センター主査	日浦 操
社会教育課長	山本 修一	社会教育課課長補佐兼青少年係長	安藤 知恵
社会教育課文化財係長	石田 由記子		

【事務局出席者】

局長	石田 隆	議事係長	岡田 靖仁
----	------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第75号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について
- 2 議案第74号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について

- 3 令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い
- 4 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い
- 5 令和7年度税制改正に関する提言について
- 6 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

午前10時 開会

伊場勇委員長 皆さん、おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。まず、審査内容1、議案第75号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について、執行部からの説明を求めます。

工藤企画課長 それでは、議案第75号公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について御説明します。このたびは、山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科におきまして、令和7年度以降の工学専攻修士課程の学生募集を停止し、令和7年4月1日に機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程及び応用化学専攻修士課程を設置することについて、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から文部科学大臣への届出が令和6年6月21日付で受理されたことに伴い、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間に於いて、公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学が達成すべき業務運営に関する目標を定める公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）に記載する教育研究組織の変更が必要となったため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。なお、同項の規定により、中期目標を変更しようとするときはあらかじめ評価委員会の意見を聞く必要があるとされていることから、市の附属機関であります山陽小野田市立公立大学法人評価委員会に対して諮問を行った結果、令和6年8月5日付で案のとおり変更することが適当であると認められたとの答申を受けております。続いて、変更

箇所について説明いたします。議案の新旧対照表を御覧ください。表の左側が変更後、右側が変更前となっております。第１、中期目標の期間及び教育研究の基本組織の項目の２、教育研究所の基本組織における（２）大学院研究科につきまして、工学専攻修士課程の右側にアスタリスクマークを記載するとともに、表外に「令和７年４月学生募集停止」と記載しております。また、工学専攻修士課程の行の下に機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程及び応用化学専攻修士課程を追加しています。ここで本日お配りしています参考資料１、公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学中期目標（第２期）の変更についてを御覧ください。資料の１、変更理由と２、変更内容につきましては、ただいま御説明しました内容を記載しております。次に、３、入学定員・収容定員についてです。令和７年４月からの学生募集を停止する工学専攻修士課程は、入学定員１５人の２学年で収容定員が３０人でしたが、新設する機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程及び応用化学専攻修士課程は、それぞれ入学定員１０人の２学年で、各学科とも収容定員が２０人となります。その結果、大学院工学専攻修士課程の入学定員の合計は、３０人から４５人へ１５人の増加となり、収容定員は６０人から９０人へ３０人の増加となります。次に、４、今後の予定についてです。このたびの中期目標の変更について可決を頂きました後には、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に変更後の中期目標をお示しし、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が策定しています公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（第２期）中期計画につきましても、このたびの中期目標の変更内容を反映するための変更を行います。続きまして、参考資料２はこのたびの変更を反映した中期目標となっております。このたびの変更部分については、資料の２ページに赤字で記載した箇所となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長　執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。挙手にてお願いします。

大井淳一郎委員 お尋ねします。このたび工学の募集を停止する一方で、機械工学、電気工学、応用化学を加えるんですが、なぜこのようにするのかについて、大学側から説明などは受けていますでしょうか。

大坪企画課主幹 このたび大学にお聞きしましたところ、学科が三つあることに合わせまして、学士、修士の一貫教育ということを明確にしたいというところで、このたびの大学院の再編をされるということです。

大井淳一郎委員 本会議でも質疑がありましたが、数理情報学科の募集がうまくいっていないということですが、その辺も含めて今後は修士課程の定員数を満たすように大学側で何か具体的に活動されるのか、説明はありましたか。

大坪企画課主幹 まず、このたびの入学定員10名については、山口東京理科大学は公立化してから、修士課程の入学定員15人に対しまして20人程度の入学があるということで、常に定員を満たしている状態が続いています。そのため、このタイミングであれば募集定員は満たすだろうというお考えでされているということです。現在、学部の生徒に対して、また、大学院にも進学指導等に行って、また、近隣の企業にもリーフレット等を配布して募集を行っているところです。

大井淳一郎委員 そうやって定員を満たして、そして、企業に就職していただくというのは大変ありがたい流れだと思っています。そのようにありがたいことが続くと、今度はキャパシティの問題が出てくると思います。今、10号館か9号館かわかりませんが、数理情報学科の校舎を建設中だと思います。それ以外にもキャパシティが必要ではないかと思うんですが、具体的な建設計画はあるのでしょうか。

大坪企画課主幹 委員がおっしゃるとおり、ただいま10号館を建設しており

ます。そのほかに施設整備については、使用電力が大きくなるということで、電力量の需要を考えないといけないということで、大学で検討されているとお聞きしております。

大井淳一郎委員 キャパシティーが十分でない場合、校舎を建設することになるかもしれませんが、そのときに市からの持ち出しがあるのではないかなと思って伺いました。仮の話で恐縮ですが、そのように市が負担する可能性はあるのでしょうか。

大坪企画課主幹 今、大学分の基金を積み立てております。今回の補正でも計上させていただいておりますが、それが約10億円ございます。もし施設整備が必要ということになりましたら、そちらを活用させていただきたいと考えております。

白井健一郎委員 学部に単なる工学部の工学科っていうのはないんですね。たしか宇部新川駅にある山口東京理科大学の看板に「基礎教育の充実」と書いてあったと思うんです。このたび工学専攻の修士課程がなくなることによる基礎工学に対する考え方についての変更はあるのでしょうか。

大坪企画課主幹 このたびの変更に伴いまして教育内容がどのように変化するかということは大学にお尋ねしております。大学の修士課程におきましては、機械制御工学など五つの専門分野に係る基礎教育を行っておりまして、今回の大学再編後もそれを十分引き継ぐというお話を伺っております。

白井健一郎委員 もう1点確認します。定員が10人ということですが、これは学部と同じように定員を充足させるという考えでしょうか。

大坪企画課主幹 定員を充足させるように大学は努力されております。

岡山明委員 同じような質問になると思うんですけど、今、専攻が三つに増えるという状況です。なぜ公立化した時点でその三つでスタートしなかったのか。今までは学部として一つだったんですよね。本来であれば、最初からそういう形で進められてもよかったんじゃないかと思ったんですよ。今の時期に専攻が別にされるのが理解できないんです。なぜ今なのかということを確認します。

大坪企画課主幹 大学では公立化以後の大学院の修士課程の入学者を見ておりましたが、それが常に入学定員を満たすものとなっておりますので、このたび定員10人専攻を三つに増やしても十分に対応できると考えられてまして、このたびのタイミングとなったとお聞きしております。

松尾数則委員 新しい基本的な目標についてお伺いします。今回、大学は博士課程までできまして、そうすると10年間ぐらい山陽小野田市に在籍するような形になりますね。山口東京理科大学は、地域に根差した高等教育機関として期待される役割を果たし、地域に必要とされる魅力ある大学づくりを進めていかななくてはならないという表現になっているんです。学士なら4年から6年、修士まで行くと10年間いらっしゃるわけです。卒業された後にも地域に必要とされる魅力ある大学づくりに貢献してもらえるものかどうかをお聞きしたいと思います

伊場勇委員長 このたび専攻が増えたというところと絡めて答えられますか。

工藤企画課長 今までは大学院の専攻が三つに分かれてない中で人材を輩出しておりました。就職率等を鑑みたときに、市内への就職率は年によって違いはありますが、県内への就職等もありますし、引き続き在学されていてらっしゃる時点から企業との共同研究等に携わられる場面もあると思います。大学で学ばれたことによって、地域や市内への還元だけにとどまらず、広く役立つ人材として羽ばたいていただけるのではと思っています。

松尾数則委員 今の説明からすると、地元への就職を今後も進めていこうということと捉えてよろしいですか。

工藤企画課長 大学では、地元企業との接点を持つために市内企業を回るツアーをされており、市内、県内での就職をしっかりと視野に入れた取組をされておりますので、その辺りは大学も意識しているものと認識しております。

松尾数則委員 私どもの地域も大学にいろいろとお世話になっていて、アンケートを取ってもらうなどしてもらっています。それは十分把握しているんですけど、もっともっと枠を広げてもらいたいと思って今の質問をしました。

伊場勇委員長 枠とは何でしょうか。

松尾数則委員 産学官の関連をもっと深めてもらいたいと思っての質問です。

伊場勇委員長 このたびの議案は変更の内容ですので、そうしてもらいたいという御意見ということですね。このたびは専門性を高めることで、専攻の魅力や質の向上等々、また、企業側からどういう人材が欲しいという要望もあるかと思います。その辺はいかがですか。専攻を増やす効果をどのようにお考えですか。

工藤企画課長 学士課程から修士課程への一貫性については、その辺りを鑑みられての変更と思います。大学の４年間で学んだことがしっかり修士につながっていると、一貫した教育ができるということの見える化という効果が十分期待できるものと考えております。

岡山明委員 人数を確認します。修士課程で工学部に在籍している方がいらっ

しゃると思います。また、博士課程にも何名か在籍されていますね。来年度から定員が変わるということは、博士課程が3名ぐらいいらっしゃると思うんですが、その方の数はこの中には入らんと。今後、プラスアルファだと。ここで言うたら、博士課程が9名だと、3年で3名ということで、そういう状況なんです。そうすると、人数としては9名プラスアルファという状況ですね。その数が加算されるという状況になりますね。そうすると、スタート時点で6人になると思いますけど、それでスタートしていいんですね、

大坪企画課主幹　今、言われているのは博士後期課程のお話だと思います。博士後期課程につきましては、現在9名の定員となっているところです。こちらについては、修士課程が今回できたばかりですので、特に手をつけているところではございません。

岡山明委員　工学専攻の修士の学生は今回から採るということですか。そうすると、今回初めて修士課程の方が入ってくるという状況ですね。（発言する者あり）博士課程の生徒が2名いらっしゃるという状況ですね。

伊場勇委員長　岡山委員、何名いるかという質問ですよ。

岡山明委員　2名か3名と思います。

伊場勇委員長　それを質疑してください。（発言する者あり）私が代わりに質疑します。今、博士課程の方は何名いらっしゃいますか。

大坪企画課主幹　2名いらっしゃいます。

森山喜久副委員長　評価委員会の構成を教えてください。

大坪企画課主幹　評価委員会の委員は3名です。1人は山口大学工学部の教授、

1 人は日赤病院の薬剤課長、もう 1 人が山口銀行小野田支店長です。

森山喜久副委員長　そちらから懸念事項などの御意見は、特に付されていないですか。

大坪企画課主幹　御意見の中では、「定員が増えるので、定員を満たすような施策を取ってください」というお話はございました。そこには大学の方もいらっしゃったので、「努力いたします」という回答があったところでは。

白井健一郎委員　総論的な話になるんですけど、山口東京理科大学は、学生数をどんどん増やしていると思うんです。その考え方を市民はどう受け取ればよろしいのでしょうか。

伊場勇委員長　白井委員、今回は大学院の研究科の専攻が増えるということについての議案です。それを踏まえた質疑ということでもいいんですか。

白井健一郎委員　大学院修士課程の定員を見ますと、15 人減らして 30 人増やすということですから、15 人増えます。このことについて、単純に必要性があるから増やしたと考えればいいのか、それとも、大学の拡張方針に合わせる形での修士過程の拡大と考えてよろしいのかということでは。

大坪企画課主幹　現在の修士課程である工学専攻は、30 人の定員に対して 56 人ほど上回っている状態です。また、大学としては、学士から修士への一貫教育の推進を打ち出していきたいというところがございまして、このたび大学院の再編を行ったところです。

岡山明委員　何度もしつこいんですけど、学科が三つ増えるという状況です。この博士課程の人数の辺は実際増えていないんですね。増えていないで

しょう。修士は増えているけど、博士課程は9名から変わっていないと。三つに分けたということで、制度自体がレベルアップしているんだから、博士課程で今後そういう専攻にする上で、博士課程の人数も倍ぐらいに増えて学校のレベルアップをしようと思っているんですよ。そういった意味で、修士と同じく博士課程も増えたて学校自体がレベルアップするという考え方もあると思うんです。そういう意味で、さっきも言ったんですけど、学校の学力のレベルのアップのために博士課程の定員もアップしてはどうかと思っているんです。

大坪企画課主幹 このたびの変更につきましては、修士過程を三つにするという変更です。博士課程は特に触れておりません。今後、その修士課程の方々が卒業するときに、大学が変えられることはあるかもしれないとは思いますが、現在は博士課程については何も手をつけていないという状況になっています。

伊場勇委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決します。議案第75号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決めます。続いて、審査内容2は教育委員会所管でございますので、その次に行かせていただきます。審査内容3から6は陳情になります。3は「令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」、4は「学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」、5は「令和7年度税制改正に関する提言について」、6は「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳

情」ということです。例年、この３、４、５については陳情を頂いております。また、６については新たに頂いたものですが、これは市の所管を外れる部分です。これらについてはしっかり読み置いていただいて審査の参考にしていただきたいという取扱いにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。それでは、付議事項３、４、５、６の陳情については、そのように取り計らいます。ここで暫時休憩します。

午前１０時３２分 休憩

（企画課退室 教育委員会入室）

午後１時３０分 再開

伊場勇委員長 休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。審査内容２、議案第７４号山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部からの説明を求めます。

矢野教育次長兼教育総務課長 議案第７４号山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。議案と併せて配付しております令和６年１２月定例会総務文教常任委員会教育総務課資料を御覧ください。改正の概要は、赤崎小学校松原分校を廃止するものです。赤崎小学校松原分校の前身の小野田養護学園は、昭和３８年に赤崎小学校の空き校舎を利用して開園され、昭和４７年に現在の校舎に移転されました。開園以来、そこで学ぶ子供たちの成長に寄与し、本市の特別支援教育の推進に大きな役割を担ってまいりましたが、インクルーシブ教育の重要性に鑑み、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ環境の中で特別支援教育の充実を図るため、平成２６年度以降、旧小野田市内の各小中学校に知的障害の特別支援学級を設置してまいりました。しかし、少子化に伴う在籍児童の減少により効果的な教育活動の実践が困難になっていくこと、松原分校に知的障害の特別支援学級があるために地

域の学校に通えないといった状況がある中で、将来における施設の老朽化を見据えた議論をした結果、平成31年2月に教育委員会、竜王中学校松原分校、赤崎小学校松原分校、松原分校学校運営協議会及び松原分校育友会の5者で「松原分校の閉校に関する合意書」を締結いたしました。その内容を抜粋しますと、囲みにありますように、「小学部は遅くとも令和6年度末、中学部については遅くとも令和9年度末までの廃校」を基本的事項としたものでした。この合意に基づき赤崎小学校松原分校を廃止するものです。参考として合意書の写しを資料として提出しております。今年9月には、竜王中学校区合同学校運営協議会において、関係者に松原分校の廃止について説明いたしました。特に反対意見もなく、御承知いただいたものと理解しております。続いて、10月に松原分校に通学する児童・生徒の保護者に、松原分校の廃止について説明いたしました。こちらでは閉校に関しての意見はなく、中学部の廃止時の生徒のケアや教員の意識改革などの意見があり、学校教育課とも共有したところです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

松尾数則委員 インクルーシブ教育についての記載の中に、「個人的に必要な合理的な配慮が提供されることが必要とされる」とあります。「個人的に必要な合理的な配慮」とはどういうことなのか、説明してください。

矢野教育次長兼教育総務課長 合理的な配慮についてということですのでよろしいですか。（うなずく者あり）例えば、肢体不自由の人のために昇降機を設置するなどです。施設面でいうと、多目的トイレを設置するなどがあります。

長友教育長 少し補足します。合理的配慮というのは2013年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、通称「障害者差別解消法」において合理的配慮がうたわれております。矢野次長が申したハード面

だけでなく、特別なニーズが必要なお子さんがほかのお子さんと差別されることなく、同じようなことができるように配慮するのが合理的配慮になります。この合理的配慮は、本人の申出、保護者の申出があつて、学校においては学校側との話し合いの中で決定するものとなります。

松尾数則委員 今、説明された内容について、インクルーシブ教育の理念からすると松原分校の存在意義は弱いというような表現になっているんですが、その辺のところの認識はどのようにになっているのか、お聞きします。

伊場勇委員長 合意書の中にある「存在意義が弱い」について、もう少し説明を頂きたいということです。

長友教育長 知的に支援が必要な子供たちはずっと松原分校にいるということになる関係で、赤崎小学校や竜王中学校については知的に障害がある子供たちが在籍しないことになっています。小学生、中学生時代に障害があるお子さんたちと接することで共生社会につながっていくというところからすると、そういうことを経験する場がないため、インクルーシブ教育という概念からしますと松原分校の存在意義が弱いという表現になっていると考えています。

松尾数則委員 そうしますと、なぜ松原分校があるのかという説明が要るんじゃないですか。

伊場勇委員長 それは経緯の話ですか。今まで松原分校があつたことの利点は記載されておりますし、説明もあつたと思います。「存在意義が弱い」という記述については、インクルーシブ教育をするに当たって、今、赤崎小学校と竜王中学校には支援学級がないと。このたびはそちらに支援学級をつくってということだと思ふんです。松尾委員、どういったことを聞きたいのですか。

松尾数則委員 「弱い」という表現について、なぜ弱いのに松原分校があるのか、説明をしてください。

長友教育長 弱いから閉校に向けて動き出したということになります。そういったところも踏まえて今回の廃止を上程しております。

松尾数則委員 もちろんその辺は分かるんです。なぜ今まで松原分校があったかということについてお聞きしたいんです。

長友教育長 これは特別支援教育の流れになります。障害があるお子さんたちにつきましては、特別な場で特別の教育を行うという特殊教育を進めてまいりました。そのため、宇部総合支援学校などの形で、特別な場で特別な教育を行っておりました。話は前後するんですが、この松原分校というのは、そうした特別支援学校ができる前から先取りのような形で小野田の特殊教育をずっと進めていたということになります。その後、昭和40年代後半ぐらいから、特殊教育をもっときちんとやろうというところで、各学校のいろいろなところに特別支援学級ができ、困っていた子供を集めて教育をしていた松原分校のようなところがいろいろなところでできてきたというところで、松原分校の存在意義が少し薄れてきたと思います。さらに、平成15年ぐらいから特別支援教育ということになりました。インクルーシブ教育はこの特別支援教育の流れをくむもので、障害がある子も障害がない子も同じ場で学ぼうじゃないかという動きがどんどん強まってきております。しかし、そうした流れが、そういった考え方ができたからすぐに学校を変えるというわけにはいきませんので、少しずつ発展的に解消しているということです。

白井健一郎委員 合意書の1枚目を見てください。閉校の理由が掲げてあります。松原分校の今までの利点が上がっています。それを前提として、その利点を認めた上で、閉校に向かう理由があります。この松原分校の利点については非常に大切な問題なので、特に②についてお聞きします。

この②の要旨をおっしゃっていただけませんか。

長友教育長 「行事や日常生活で一人一人に役割を与えられ、誰もが主役になれる活動を実践できている」とあると思います。松原分校では、分校が目指す児童、生徒像として、「自立する子」を掲げています。「話せる子、暮らせる子、働く子」という三つの目標を立てて教育を推進してまいりました。松原分校には同じような障害を持った子たちが集っていて、その中でそれぞれに役割が与えられて、話す場や働く場を創出しているというところで、子供たちにとって非常に有意義な教育実践の場と考えています。

白井健一郎委員 簡潔に質問を進めるためにほかは省かせていただきます。そういう利点がある中で、特にインクルーシブ教育という流れに乗って閉校に向かうということなので、インクルーシブ教育について伺います。インクルーシブ教育とは、障害がある子もない子も、現在も、これから、共に社会をつくる一員として、共に教育し、協力し合おうという、多様性の問題だと思うんです。障害も個性と言われる時代です。人それぞれ違いはあるけれども、皆それぞれが存在を認めて一つの社会をつかっていこうと。ですから、私はインクルーシブ教育というのは、一つは法制的社会の問題であり、一つは多様性の問題だと思っています。それはいいんですけれども、では、（２）閉校に向かう理由の③のインクルーシブ教育の説明ですけれども、先ほどありましたが、「合理的な配慮が提供される」とあります。障害者差別解消法の話もありましたが、この障害者差別解消法の合理的配慮というのは、障害を理由に不利益、不自由を被っている子供たちを一般の健常な生徒まで引き上げる一つの手段だと思っているんですけれども、まずこの理解についてはどうでしょうか。

長友教育長 障害がある子を通常の子のほうに引き上げるという御発言だったかと思うんですが、そうではなくて、障害がある子も、その場で困って

いることに関して困ることがないように、できるだけ支援していくということになります。

白井健一郎委員 引き上げるという言葉が適切だったかどうか分かりませんが、けれども、つまり、障害を理由に不利益になる状態から、不利益がない状態まで上げるという理解でよろしいんですか。

長友教育長 不利益という言葉がよく分からないところもあるんですが、もう少し平たく言います。子供が何かをするときに障害があることで困るといときに、その困ることに対して支援をしていきたいと思いますということです。例えば、目が悪ければ席を前にするとか、眼鏡をかけるとか、そういったことも全部支援になるし、そういったことが行われていないのであれば、それをやりましょうということだと思います。ですから、その困っている場面を子供からしっかり聞いて、活動の目的もはっきりさせながら、そこに支援をしていくというような考えです。

白井健一郎委員 そこで先ほど言っていた（１）松原分校の利点の②に戻ります。ここでは「障害を持っていても行事や日常生活で一人一人に役割が与えられ、誰もが主役になれる活動を実践できる」とあります。これが果たして合理的配慮という名の下でできるのかどうかというのが、私の質問の意図なんです。

伊場勇委員長 できるのかという質問でいいですか。白井委員、今の質問は合理的配慮ができるのかということでもいいですか。

白井健一郎委員 誰もが主役になれる活動、行事や日常生活で一人一人に役割が与えられるというところまでが、合理的配慮中に含まれているのかという話です。

長友教育長 松原分校では、一人一人が主役になれる場がたくさんあったとい

うことです。様々な障害を抱えている子供たちがいましたけど、その子らの力に合わせてそうしたこともしっかりできていたということが、この利点の記述となります。

白井健一郎委員 今のお答えには全く納得いきません。そういうことでしたら、松原分校が閉校に向かったら、（１）の②で挙げられている今までの利点というのが消えるということになりますよね。

長友教育長 これは利点として書かれているのであって、現在、特別支援学級に通っている子供たちにはそうしたことがないということではありません。学校では、特別支援学級に通っているお子様に対しても通常の学級のお子様に対しても、自分たちが主役になれるような場というものを様々な場面で考えて実践しているところです。

白井健一郎委員 そうなんです。だから、結局、インクルーシブ教育における合理的配慮という言葉だけではなくて、さらにもう一步進んだ教育的な配慮が必要なのではないかというのが私の質問なんです。

長友教育長 そうした配慮は、特別支援教育を進める上で当然なされているものであって、自明のことだと考えております。

白井健一郎委員 合理的配慮という言葉は、障害者差別基本法から引き直されているものなんです。障害者差別解消法というのは、言葉どおり障害者の差別の解消のための法律ですから、積極的な教育的配慮まで含まれているとは思えないんです。インクルーシブ教育は、もちろん教育の場面の話ですから、そういう積極的な配慮が含まれるのかもしれませんが、それはまた合理的配慮という言葉には含まれてないと私は理解していますけれども、どうでしょうか。

長友教育長 委員の理解がそうであれば、そうなのかもしれませんが、障害者

差別解消法における合理的配慮とは、障害がある方たちがいろいろなことをする上で、こういうことをやってほしいという申出があって、そういう中で始めるものであって、障害がある方を見て、こういう配慮をしましょう、ああいう配慮しましょうというのは合理的配慮ではないと理解しております。

白井健一郎委員 障害者差別解消法では、建設的対話からの流れで合理的配慮があるんです。建設的な対応というのは、障害がある方が困っていることに対して、公の機関あるいは民間の者がこういう配慮をしましょう、お困りにならないような配慮をしましょうというのが合理的配慮だと理解しているんです。ですから教育機関においてはもっと積極的になって、先ほど言った（１）の②のように、誰もが主役になれるというところまでのことが必要だと思うんですよ。これははっきり言って言葉の定義の問題かもしれません。そして、先ほどから言っているように、インクルーシブ教育という理念には含まれているのかもしれませんが、私が理解している障害者差別基本法における合理的配慮というものがあればいいというのとは少し違うと思うんですよ。もうこれ以上議論してもかみ合わないのかもしれませんが、私はそういう理解を持っています。最後に一言何かあれば。（発言する者あり）

岡山明委員 今回、人数が集計されているんですよ。竜王中学校松原分校の在籍は、１年生、２年生、３年生でそれぞれ３人、３人、２人の合計８人という状況です。松原分校は２０２７年度末で廃止ですので、この８名は竜王中学校に戻るんですか。

矢野教育次長兼教育総務課長 先ほどの説明でも申し上げましたが、中学校区分につきましては、令和９年度末に閉校ということで、今、在籍している生徒や来年１年生になる生徒は、卒業までは竜王中学校松原分校が存続するようになります。

岡山明委員　そういうことで、今、3人おりますよね。小学校6年生は2人ですね。全て赤崎小学校校区の生徒であるという状況で、今まではそういう分校で教えていた状況が、やはり今後そういう単独で中学校、小学校に入るという状況になると思うんですよ。そういった意味で、学校側の支援として、今まで分校にいた教員の有効利用、活躍の場の提供も必要だと思います。なおかつ、生徒が本来の小学校に入るという状況で、環境整備は進んでいるのかどうかをお聞きします。

長友教育長　個人に関することですのでここで詳細は申せませんが、教育委員会としてしっかりと支援しております。

森山喜久副委員長　赤崎小学校松原分校の在籍児童数は3人です。6年生の2人は今年度卒業して、来年度に中学校に上がると。今度2年生に上がる1年生についてはどうなるのか、教えてください。

矢野教育次長兼教育総務課長　個人が特定されかねませんので言いにくいところはありますが、来年は分校に通う小学生はいなくなります。

岡山明委員　先ほどの環境整備について、ユニット式バリアフリースイレを赤崎小学校につけられるという話が前回ありましたね。中学生も2年生、3年生ぐらいからいよいよ入っていく状況になっていくんじゃないかと思うんですよ。中学校側の整備はどうかということが今後大きな課題になると思うんです。そういった意味で、小学校と同じようなバリアフリーのトイレなどの辺の環境整備が進められていないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

伊場勇委員長　分校の話と関係ないです。しかも、それは小学校に入る障害がある方の話ですよ。何を聞きたいんですか。もう一度質疑してください。

岡山明委員 中学校の分校は2007年度末で閉校するという状況です。それ以降にも障害がある生徒は当然出てくると思うんですよ。今のうちに環境を整備しないと間に合わんという状況があると思うんですよ。そういう意味で質問しているんですよ。

矢野教育次長兼教育総務課長 中学部については3年後の閉校を見込んでおります。その際には竜王中学校の本校に特別支援学級を設置するようになろうかと思えます。その際には基礎的な環境整備、例えば、施設の整備や専門性のある指導体制や教材の確保などは必要になってくようかと思えます。それはその段階になるまでにはしっかりと準備をする所存でございます。今の時点で何が必要かというところはまだ先の話になりますので、それを十分精査した上で準備を整えていくつもりでございます。

大井淳一郎委員 中学校の分校の閉校は令和9年度ということで、松原分校活用の方向性はどのように考えていらっしゃいますか。

矢野教育次長兼教育総務課長 令和9年度までは学校として使用します。その後につきましては、教育委員会の中でこういったものに活用できるかを考え、活用できるところがなければ、市有財産の活用検討に移っていくようになろうかと思えます。現時点ではどのように活用するかについては、多少検討はしているところですけど、回答できるほど検討が進んでいるわけではございません。

大井淳一郎委員 先ほどインクルーシブ教育という話が出ました。特別支援学級と通常学級がただ存在するだけではいけなくて、通常学級と特別支援学級との交流とか共同学習とかをやっていると思うんです。この現状についてお答えください。

長友教育長 閉校を見据えて一昨年度から準備を進めてまいりました。昨年度から、赤崎小学校の本校と松原分校の児童が共に行動する運動会や修学

ほか質疑がある方はいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。

白井健一郎委員 賛成の立場から討論したいと思います。まず、賛成の理由ですけれども、インクルーシブ教育ということです。このインクルーシブ教育の中身は、先ほどから言っているとおりで。先ほどの私の発言でちょっと1点、障害児を引き上げるという表現をしましたが、これは障害を理由に不利益を被っている状態を除去するという意味に取っていただきたいと思います。ただ、賛成はしますけれども留保していただきたい点があります。それは松原分校の利点として①から⑥までが上がっていますけれども、その中でも特に重要な②です。今まで同じ障害のある児童、生徒が適度にまとまっている集団の中だからこそ一人一人に役割が与えられ、誰もが主役になれる場面があるという利点があったということを忘れないでほしいということ。それから、④卒業生やその家族との結びつきが強かった、そして、障害のある児童生徒とその保護者にとって不安解消の大きな支えとなっていたということも忘れないでいただきたいと思います。⑤特別支援教育に理解のある地域ボランティアが、関係諸団体が存在していたということについても、つながりを従来どおり結びつけてほしいと思っています。以上の留保事項をもちまして賛成の討論といたします。（発言する者あり）

伊場勇委員長 暫時休憩します。

午後 2 時 6 分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

伊場勇委員長 休憩を解きまして、委員会を再開いたします。一度質疑を終了しまして討論に移りましたが、賛成討論した委員から確認事項等がある

ような内容の発言ございました。委員長の判断において、一度質疑を打ち切りましたが、再度質疑に戻りたいと思います。それでは、白井委員、挙手にて質疑をお願いします。

白井健一郎委員 確認なんですけれども、今まで松原分校があったその利点です。ここに書いてありますが、特に私が強調したいのは今まで学校で同じような障害がある児童、生徒が適度にまとまった集団だからこそ一人一人の役割が与えられ、誰もが主役になれる活動を実践できていたという環境をこれからもできれば配慮していただきたいということです。それから、例えば④です。卒業生やその家族との結びつきが強く、障害のある児童生徒とその保護者にとって不安の解消の大きな支えとなってきたということ、あるいは、地域ボランティア関係諸団体との支援が充実していたということなどについて、今までの配慮がこれからもなされるかという点を確認させてください。

長友教育長 特別支援教育を今後どう進めるかという質疑だと思います。特別支援教育につきましては、一人一人に応じた指導や支援の充実、それから、多様な学びの場の整備や切れ目ない指導や支援の充実が求められていると思います。教育委員会におきましても、特別支援教育がどの学校でも充実するように支援してまいりたいと思います。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論のある方は挙手にてお願いします。

白井健一郎委員 賛成の立場から討論します。賛成の理由は、インクルーシブ教育、つまり、障害を持った子も障害を持っていない子も同じ場面で、今もそしてこれから先も共に一緒につくる社会の中において相互理解を育んで生きていく社会をつくっていくという考え方から賛成いたします。

伊場勇委員長 そのほかに討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは、採決に移ります。議案第74号山陽野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時21分 散会

令和6年（2024年）12月3日

総務文教常任委員長 伊 場 勇